

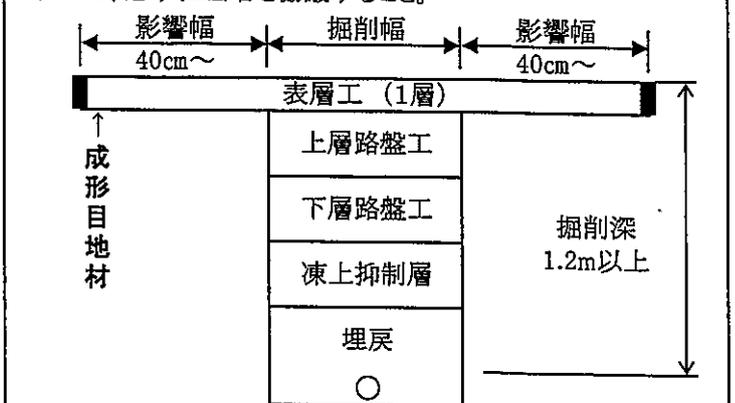
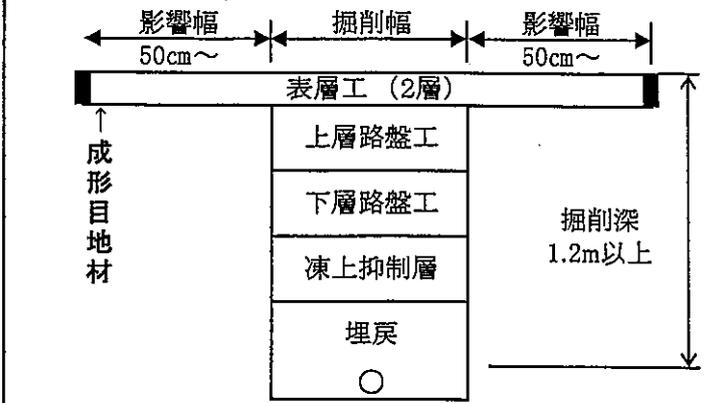
町道舗装復旧標準断面図

(令和元年8月1日以降適用)

□	標準断面図A	1級及び2級町道	□	標準断面図B	その他町道
---	--------	----------	---	--------	-------

※あくまで標準図であり施工場所により掘削及び影響幅が異なりますので、必ず担当者と協議すること。

※あくまで標準図であり施工場所により掘削及び影響幅が異なりますので、必ず担当者と協議すること。

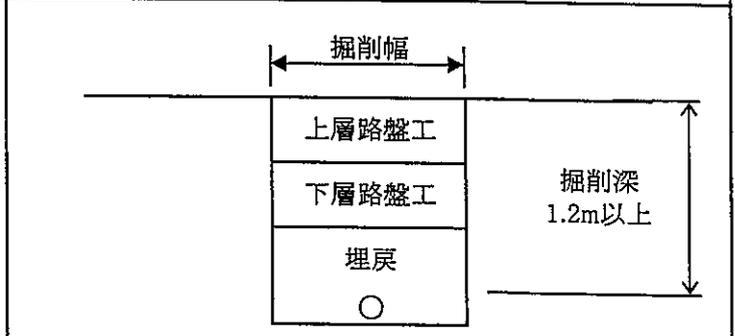
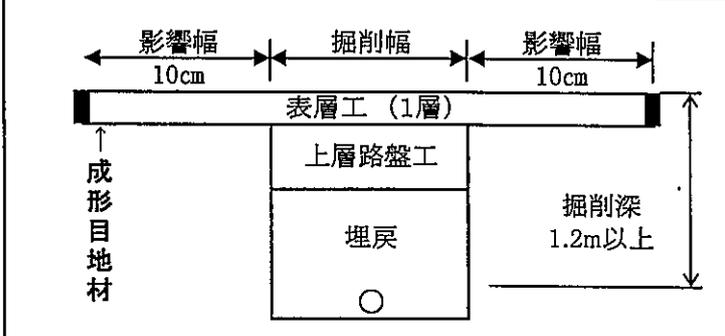


層	使用材料	厚さ
表層工	⑤密粒度As(13F)	t= 3 cm
	②密粒度As(13)	t= 4 cm
上層路盤工	クラッシュラン C-20	t= 12 cm
下層路盤工	クラッシュラン C-40	t= 40 cm
凍上抑制層	路盤用砂	t= 11 cm
埋 戻	砂又は良質土	

層	使用材料	厚さ
表層工	⑤密粒度As(13F)	t= 5 cm
上層路盤工	クラッシュラン C-20	t= 10 cm
下層路盤工	クラッシュラン C-40	t= 30 cm
凍上抑制層	路盤用砂	t= 25 cm
埋 戻	砂又は良質土	

□	標準断面図C	歩 道
---	--------	-----

□	標準断面図D	砂 利 道
---	--------	-------



層	使用材料	厚さ
表層工	⑦細粒度As(13F)	t= 3 cm
上層路盤工	クラッシュラン C-20	t= 10 cm
埋 戻	砂又は良質土	

層	使用材料	厚さ
上層路盤工	クラッシュラン C-20	t= 10 cm
下層路盤工	クラッシュラン C-40	t= 20 cm
埋 戻	砂又は良質土	

注 意 事 項

1. 使用材料については、同等の再生材の利用も可能とする。(申請図面にその旨表示すること。)
2. 掘削部分の端から舗装端部(舗装目地)までの距離が下表の範囲内の場合は、舗装端部(舗装目地)までを影響幅とする。

区分	[a] 掘削部分の端から舗装端までの距離	[b] 掘削部分の端から道路横断方向の舗装目地までの距離
標準断面図A	0.5m以上 1.7m以下	0.5m以上 2.3m以下
標準断面図B	0.4m以上 1.6m以下	0.4m以上 2.2m以下
標準断面図C	0.1m以上 1.3m以下	

3. 復旧舗装断面と既設舗装断面との間に 成形目地材 を設置すること。
4. 改良済み路線など、舗装構成が標準断面図と異なる場合は、担当者と協議のうえ復旧断面を決定すること。
5. 復旧舗装断面及び掘削深は標準断面図を基本とするが、横断掘削、縦断掘削、既設工作物、施工場所、設置する工作物等の種別及び事業内容により影響部が異なるため、事前に担当者から路面復旧範囲の確認を必ずすること。

